

# みどりのこえ

春号  
2006

長野県環境保全研究所

平成 18年( 2006年 )3月 25日 発行

飯綱庁舎 〒381-0075 長野市北郷 2054-120 TEL.026-239-1031 FAX.026-239-2929  
安茂里庁舎 〒380-0944 長野市安茂里米村 1978 TEL.026-227-0354 FAX.026-224-3415  
http://www.pref.nagano.jp/xseikan/khozen/index.htm Email: kanken-shizen@pref.nagano.jp



上信越高原国立公園 戸隠山・鏡池

## 国立公園をみんなの誇りに

文・写真 岡本 光之

昨年10月に環境省の地方組織が大きく再編され、中部山岳国立公園と上信越高原国立公園という2つの自然公園を統括的に所管する「長野自然環境事務所」が長野市内に開設されました。

当事務所は、従来「旧中部地区自然保護事務所」が所管していた権限のうち、上記2公園の保護管理と、長野、富山両県に係る野生生物行政(絶滅のおそれのある種の保存法、鳥獣保護法、外来生物法、カルタヘナ法)等を所管しています。今後、皆様方のご支援を賜りながら信州の自然環境保全に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

ところで、中部山岳国立公園は、我が国おける最も古い公園のひとつで、昭和9年に指定されました。一方、上信越高原国立公園は、昭和24年に志賀高原や谷川、草津、万座などの地域が指定され、その後、今から50年前に妙高、戸隠地域が追加指定されました。

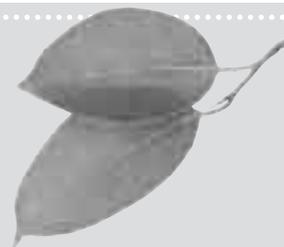
私たち環境省では、この50周年を機に地元の方々、国立公園であることの意義を見つめ直したいと考えています。地元の方にとって、そして国民や世界の人々にとって、「この地が国立公園であって良かった」と思えるよう、指定の原点に立ち返る「きっかけ」を見いだしたいのです。地元の方々にとっては、観光業や林業等のフィールドであり、借景としての原風景であり、農業や水道などの用水の源であり、学校登山の思い出の場であり・・・、来訪者にとっては、非日常空間としての癒しの場であり、インスピレーションを受ける場であり・・・。

いずれにしても、国立公園がいろいろな面で人々に「生きる力」を与えてくれたり、取り戻させてくれたりする場であることを思い起こし、それぞれの立場でその存在を誇りに思えるよう、そんな国立公園に(もちろん様々な生物の生息・生育環境のコアであり、それを未来に継承していくことを前提に)できればと願っています。

(おかもと みつゆき / 環境省長野自然環境事務所長)

### Contents

【巻頭言】 国立公園をみんなの誇りに	1	植物	9
【特集】 外来生物	2	長野県希少野生動植物保護条例 無脊椎動物	10
哺乳類	5	霧ヶ峰の自然は今...?(2)	11
鳥類	6	ニホンジカ調査へのお誘い	12
魚類	7	よもくまくん・編集後記	12
昆虫	8		



# 外来生物の何が問題か？

最近、埼玉県の土手で体長4mのニシキヘビが捕獲されたり、大阪のマンションでダイオウサソリが見つかるなど、外来生物の驚くようなニュースが流れています。しかし、これらはごく一部で、実際には日本に定着している外来生物は2000種以上(脊椎動物で約100種、昆虫類で約250種、維管束植物で約1600種など)といわれています。昨年6月に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)が施行されて、外来生物の問題が一般にも認識されるようになってきました。そこで、外来生物の何が問題なのか、考えてみたいと思います。

(岸元良輔 自然環境チーム・動植物生態ユニットリーダー)

## 外来生物とは何か？

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人為的に他の地域から持ち込まれた生物のことを指します。例えば、ペットとして意図的に輸入されたり、意図しないのに輸入物資にくっついてきたりして、導入されてしまいます。外国の生物が多いのですが、国内の移動でも外来生物となることがあります。例えば、日本固有種であるニホンイタチはネズミの防除のために、もともといなかった北海道や数十の島々に持ち込まれて定着しています。いつ頃持ち込まれたかははっきりしない外来生物もいます。そこで、外来生物法では、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治以降に、外国から持ち込まれた生物を中心に扱っています。

## 侵略的外来生物

生態系や人間活動に深刻な影響を及ぼす外来生物を、特に侵略的外来生物と呼んでいます。国際自然保護連合( IUCN )は世界の侵略的外来生物ワースト100を発表しています。また、「外来種ハンドブック」(日本生態学会編)では、同様に日本のワースト100が選定されています。これらの中には、ヌートリア、アカミミガメ、ウシガエル、オオクチバスなど共通する種が多く含まれています。世界の事例を調べた結果、定着した外来生物のうちほぼ10種に1種が、生態系に無視できない影響を及ぼしているという報告もあります。

## 外来生物の悪影響

外来生物による悪影響は次の3つがあげられています。一般的に、影響はよくわからないうちに進行しますが、ここではよく目立つ事例を紹介します。

### 1. 日本固有の生態系への影響

沖縄や奄美大島に導入されたジャワマングースが、ヤンバルクイナやアマミノクロウサギなど由来の希少種を捕食しています。アレチウリが繁茂して、在来の植物に日光が届かず、絶滅することが心配されています。日本固有種のニホンザルは、世界的にみると北限に生息する非常にめずらしい霊長類ですが、一部の地域ではタイワンザルとの交雑が起きています。

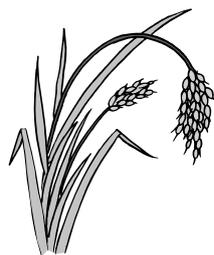
### 2. 人の生命・身体の被害

カミツキガメなどにかみつかれるのはよくわかる事例ですが、伝染病の持ち込みなども心配されています。例えば、アライグマはアライグマ回虫や狂犬病を媒介する可能性があります。オオボタクサなど花粉症の原因になる外来植物もあります。



### 3. 農林水産業への影響

最近、長野県内でもアライグマによる農作物被害や、アメリカミシシッピによる漁業被害が報告されるようになってきました。水田の大敵であるイネミズゾウムシや、松枯れの原因であるマツノザイセンチュウもじつはアメリカからの外来生物です。



# 外来生物法はどんな法律？

この法律は、外来生物による生態系への影響、人の生命・身体や農林水産業への被害を防止することを目的としています。このため、これらへの影響が特に大きいものを特定外来生物に指定し、その飼育・栽培・販売・輸入・野外へ放すことなどが禁止されています。違反すると、個人で3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人では1億円以下の罰金が科せられるという厳しいものです。これは、外来生物が入り込むことによって発生する損失がいかに大きいかを示しています。

(岸元良輔 自然環境チーム・動植物生態ユニットリーダー)

## 特定外来生物に指定されると・・・

原則として以下が禁止されます  
飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなど

違反には罰則が規程されています

国、地方公共団体、民間団体等によって防除が促進されます

## 被害予防の3原則

1. 入れない  
悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
2. 捨てない  
飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 拡げない  
野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

## 外来生物法ができた背景

### ▶生物多様性条約

外来生物が生物多様性にとって大きな脅威であることは、世界的に認識されてきています。1992年にブラジルで開催された「地球サミット」で生物多様性条約が採択されましたが、その第8条(h)に、「生態系、生息地若しくは種を脅かす外来生物の導入を防止し、又は制御若しくは撲滅すること」という条項が入れられました。

### ▶新・生物多様性国家戦略

日本もこの条約に批准しているため、それに基づいて、2002年に「新・生物多様性国家戦略」が策定されました。その中で、生物多様性を脅かす3つの危機のひとつとして、外来生物が位置づけられています。その具体的な対策のひとつとして、外来生物法ができたわけです。

### 生物多様性を脅かす3つの危機

- (1)開発や乱獲など人間活動にともなう危機
- (2)里山の荒廃や耕作放棄など人間活動の縮小にともなう危機
- (3)従来の日本の生態系に存在しなかった要素(外来種・化学物質等)による攪乱の危機

## ブラックバス指定への紆余曲折

外来生物法が施行されるときに、特定外来生物の第1次指定種として37種類が指定されましたが、ブラックバス(オオクチバス・コクチバス)の指定をめぐるのは、釣り業界や釣り愛好家からずいぶん反発がありました。一時は、指定候補種からはずして協議を継続する方針が出されましたが、環境大臣の判断で候補種として公表されました。それに対するパブリックコメントとして、指定に反対する意見が10万件余り、賛成意見が1万件余り寄せられたそうです(ちなみに、それ以外の種類に対してはせいぜい30件前後)。しかし、環境省はいずれの反対意見も検討済みの内容として、結局、指定にふみきました。

ブラックバスは象徴的な事例ですが、外来生物問題がいかに経済や産業と深く結びついているかがわかります。今年の夏ごろ指定される見込みのセイウオオマルハナバチもトマト栽培などに広く利用されていることから審議が約1年延長されました。ニセアカシアは、養蜂業の蜜源であることから、特定外来生物に指定しないよう要望が出されています。

外来生物問題は多方面から協議して、合意形成をはかっていく必要があります。

# 特定外来生物のリスト

平成 18年 2月 1日現在

分類	種類	長野県内で定着が確認されているもの
哺乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス(タイワンリス)、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウブハイイロリス、キタリス(エゾリスを除く)、マスカラット、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク、ジャワマンゲース、アキシスジカ属、シカ属(ホンシュウジカ、ケラマジカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シフゾウ、キョン	アライグマ アメリカミンク
鳥類	ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ	ガビチョウ ソウシチョウ
は虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ、	
両生類	オオヒキガエル、キューバズツキガエル(キューバアマガエル)、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル	ウシガエル
魚類	チャンネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス、ホワイトバス、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ	カダヤシ ブルーギル コクチバス オオクチバス
クモ・サソリ類	<i>Atrax</i> 属、 <i>Hadronyche</i> 属、 <i>Loxosceles reclusa</i> 、 <i>L. laeta</i> 、 <i>L. gaucho</i> 、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ、キョクトウサソリ科	
甲殻類	<i>Astacus</i> 属、 <i>Cherax</i> 属、モズクガニ属(モズクガニを除く)、ウチダザリガニ、ラストティークレイフィッシュ	ウチダザリガニ
昆虫類	テナゴコガネ属(ヤンバルテナゴコガネを除く)、ヒアリ、アカカミアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ	
軟体動物等	カワヒバリガイ属、クワガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューギニアヤリガタリクウズムシ	
植物	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ(バロットガ-)、スパルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ(ウォーターレタス)、アゾラ・クリスタータ	オオキンケイギク オオハンゴンソウ オオカワヂシャ? アレチウリ

参考文献等：

日本生態学会編 (2002) 「外来種ハンドブック」 地人書館

環境省自然環境局野生生物課 外来生物法ウェブページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/>



… 県内に定着している特定外来鳥類は 2 種

## ソウシチョウ と ガビチョウ

鳥類では、特定外来生物としてチメドリ科の 4 種( ガビチョウ・カオジロガビチョウ・カオグロガビチョウ・ソウシチョウ ) が指定されました。県内ではそのうちの 2 種、ガビチョウとソウシチョウの定着が確認されています。

なぜソウシチョウやガビチョウなどが指定されたのか

日本鳥類目録改訂第 6 版( 日本鳥学会 2000 )によれば、現在 26 種類の外国産鳥類が日本に定着し繁殖しています。その多くがペットとして輸入されたものと考えられています。では、なぜ 4 種だけが特定外来生物に指定されたのでしょうか。これらの鳥は、ブラックバスのように在来種を食べてしまうわけではありません。また、アメリカミンクのように漁業に被害を与えたり、カミツキガメのように人に危害をくわえるわけではありません。

日本に定着している外国産鳥類の多くが、人間がつくりだした都市環境やその周辺などを生活の場としています。それに対し、特定外来生物に指定された 4 種は森林や低木林など自然環境に入り込み、そこをすみかとし、そこにすむ在来鳥類との巣場所や餌をめぐる競争が懸念されています。それが今回指定された理由です。ソウシチョウの場合、競合する在来種としてはササや藪などを生活の場とするウグイスなどがあげられます。

県内にはどのくらいいるの？

ガビチョウやソウシチョウは県内にどのくらい定着してい



ソウシチョウの生息環境

飯田市上村地区と大鹿村の境にある地藏峠から鬼面山に向かう途中の登山道。ブナが優占する落葉広葉樹林。ササはシカに食べられ枯れている。

るのでしょうか。全県を対象とした外来鳥類の調査はおこなわれていません。現在、県版 RDB 作成事業などの際に寄せられた情報、県内の野鳥団体の会報誌、そして、論文などから、外来鳥類の生息状況の把握に努めています。

ガビチョウは、1995 年に佐久市のある地域に定着したことが判明しています。一時期、分布が拡大しましたが、2001 年には縮小したことが明らかになっています( Kawakami & Yamaguchi 2004 )。県内ではそれ以外の場所から定着の報告はないようです。

一方、ソウシチョウは、1990 年代後半から、下伊那地方を中心に県内各地で報告されるようになりました。2004 年と 2005 年の繁殖期に、飯田市上村地区( 旧上村 )で分布調査をおこなったところ、16ヶ所で生息を確認し、そのうち 1ヶ所で巣立ちピナを目撃しました( 大原・堀田 2006 環境保全研究所研究報告第 2 号 )。そのため、同地域には定着していることがうかがえます。

ほかの候補種は？

環境省では、注意を要する外来の鳥類として、インドクジャク・シジウカラガン大型亜種・コリンウズラ・クロエリセイタカシギ・シリアカヒヨドリ・外国産メジロ( ヒメメジロなど ) の 6 種類をあげています。これらの中で、外国産メジロ( 日本のメジロとは別亜種 )は、愛玩目的で多数が輸入され、大量に流通・飼育されている可能性があります。また、外国産メジロの飼育許可証を悪用して、密猟した国内産のメジロと入れ替えて飼育・販売するなどの行為が報告されています。そのため、それらの一部が野外に逸出した場合、在来種のメジロと交雑する危険性があります。

鳥の輸入大国 日本

日本は鳥の輸入大国です。( 財 )日本野鳥の会は、毎年バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査を実施しています。2003 年の結果によれば、調査した 468 店のペットショップのうち、104 店で 261 種類 1715 羽の外国産鳥類、166 店で 72 種 1800 羽の日本産鳥類と同種の鳥を販売していました。

一度野外に定着し、分布が拡大してからでは、それらをコントロールすることはかなり困難であり、膨大な経費がかかります。そのため、この機会に外国から鳥類の輸入や管理についてしっかりとした制度や体制をつくることが求められています。

( 鳥類生態担当 堀田昌伸 )